

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月22日
【中間会計期間】	第24期中(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社ゼネシス
【英訳名】	XENESYS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 實 原 定 幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座5丁目11番14号8階
【電話番号】	03-5148-2030
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 山 下 純
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座5丁目11番14号8階
【電話番号】	03-5148-2030
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 山 下 純
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期中	第23期中	第24期中	第22期	第23期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
売上高 (千円)	3,119	42,300	49,644	63,803	133,544
経常損失 (千円)	249,659	149,195	128,260	429,885	327,244
中間（当期）純損失 (千円)	239,542	153,714	129,740	422,515	332,644
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,400,560	1,400,560	490,000	1,400,560	1,705,208
発行済株式総数 (株)	1,184,404	1,184,404	1,301,731	1,184,404	1,301,731
純資産額 (千円)	890,831	554,143	854,770	707,858	984,510
総資産額 (千円)	1,056,004	764,249	874,970	895,115	1,013,827
1株当たり純資産額 (円)	950.31	591.14	656.64	755.13	756.31
1株当たり中間 (当期)純損失 (円)	257.98	163.98	99.67	452.38	322.58
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.4	72.5	97.7	79.1	97.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△156,217	△32,519	△107,300	△249,617	△172,562
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	741	33,369	△38,179	△14,748	△2,164
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	214,975	—	—	214,975	439,032
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	165,653	59,749	180,908	58,924	326,419
従業員数 (人)	41	23	26	34	24

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。なお、重要な関係会社はありません。
- 2 利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
- 3 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないこと、さらに1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。
- 5 従業員については、就業人員数を表示しております。他社からの出向社員はおりません。
- 6 当中間会計期間より表示方法を変更し、第23期中及び第23期の関連する主要な経営指標等について遡及処理後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当社は「エネルギーと水」事業に専念する会社であります。事業内容としては、海洋温度差発電（OTEC：Ocean Thermal Energy Conversion）、排熱温度差発電（DTEC：Discharged Thermal Energy Conversion）、温泉水温度差発電（STEC：Spring Thermal Energy Conversion）等の温度差発電装置、温度差エネルギーを利用した海水淡水化装置及び高性能2相式プレート式熱交換器等の開発、製造、販売並びにこれらを活用した各種サービスの提供を行っております。

また、当社は株式会社ポスコ(POSCO)及びその100%出資日本法人であるPOSCO JAPAN株式会社との資本提携により、ポスコグループ企業の一員として環境及び代替エネルギー分野への技術協力や共同研究等を進めており、ポスコのグローバルなネットワーク、経営資源ならびに強固な財務体質を当社が活用することで、今後の成長戦略につなげるべく営業活動を行っております。

また、関連会社として、サウジアラビア王国にゼネシス・アラビア社及び仏領ポリネシアにゼネシス・パシフィック・リサーチ&サービス社がありますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が低いため持分法適用範囲から除外しております。

なお、当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	26
---------	----

(注) 社外から当社への出向者はおりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における経済情勢は、欧米の経済危機、円高の加速、株価の低迷等により先行きに不透明感の強まる状況となりました。

このような状況の中、当中間会計期間における当社の業績といたしましては、前事業年度末に契約をいたしました株式会社ポスコ(POSCO)のグループ企業であるRIST社（Research Institute of Industrial Science & Technology）からの発電プロセスの基本設計と熱交換器の開発委託案件がスタートし、当中間会計期間におきましては30,642千円を売上計上しております。

また、前事業年度に受注をいたしましたアブダビ石油精製会社(TAKREER)の造水設備の詳細設計業務が当中間会計期間に無事完了し、16,437千円を当中間会計期間の売上として計上しております。

なお、当中間会計期間の業績は次の通りとなりました。

売上計上額は49,644千円ではあり、当中間会計期間に完了していない委託事業等については未成工事支出金に5,634千円を計上しております。（前年同期比7,344千円の増収）

営業損失は126,411千円（前年同期は145,603千円の営業損失）

経常損失は128,260千円（前年同期は149,195千円の経常損失）

中間純損失は129,740千円（前年同期は153,714千円の中間純損失）であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は180,908千円となり、前年同期と比べて、121,159千円(302.8%)の資金増加となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純損失が128,810千円（前年同期は152,748千円の中間純損失）であったことが主因となり、107,300千円の資金減少（前年同期は32,519千円の資金減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出38,203千円が主因で38,179千円の資金減少（前年同期は33,389千円の資金増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローに関する資金の増減はございませんでした。（前年同期も増減はございませんでした。）

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
エネルギー事業	49,644	117.4
合計	49,644	117.4

- (注) 1 金額は工事原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)			
	受注高		受注残高	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
エネルギー事業	21,232	18.4	2,230	3.0
合計	21,232	18.4	2,230	3.0

- (注) 1 金額は販売価額によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

① 販売実績

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
エネルギー事業	49,644	117.4
合計	49,644	117.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満であるため、輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する輸出国又は地域別の輸出の割合の記載は省略しております。

② 主要顧客別売上状況

相手先	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
	金額(千円)	総販売実績に 対する割合(%)	金額(千円)	総販売実績に 対する割合(%)
POSCO JAPAN 株式会社	—	—	1,520	3.1
RIST(POSCO GROUP)	—	—	30,642	61.7
東洋タイ (TAKREER PROJECT)	—	—	16,437	33.1
株式会社神戸製鋼所	2,325	5.5	855	1.7
日本蓄電器工業株式会社	37,916	89.6	—	—
株式会社G E C	1,970	4.7	—	—
国立大学法人佐賀大学	88	0.2	190	0.4
合計	42,300	100.0	49,644	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たな経営上の重要な契約の締結、重要な変更もしくは解約はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、エンジニアリンググループと伊万里工場を中心に、温度差発電システムを中核とした再生可能エネルギー発電及び海水の淡水化の研究開発に取り組んでおります。

特に、海洋温度差発電(OTEC)、排熱温度差発電(DTEC)、海洋温度差海水淡水化システム(OTED)、プレート式熱交換器等を中心に、各専門分野にわたり積極的に研究開発を推進しています。

当社の役職員31名の内20名は研究開発スタッフで、5名が博士号を取得しており、当社はこれらレベルの高い専門技術集団によって研究開発に力を入れています。当中間会計期間の研究開発費については67,449千円となっております。

現在取組んでいる主たる研究開発の内容は、次のとおりです。

(1) 海洋温度差発電システムに関する研究開発

当社の中核技術である海洋温度差発電システムに関しては、佐賀大学海洋エネルギー研究センターの指導のもとに、発電システムの実用化に向けて、設計、性能評価を中心に積極的に研究開発を継続しています。

これに関連して昨年度、総務省の「緑の分権改革推進事業」の一環として沖縄県久米島町からの受託で実施した「久米島海洋深層水複合利用基本調査」の報告書 (http://www.town.kumejima.okinawa.jp/industry/deepocean_water_inspection_slip.html) が、久米島町のホームページから公開されており、離島における小規模な海洋温度差発電(OTEC)でも、海洋深層水の複合利用との組み合わせにより十分に事業性が認められるとの報告内容が注目を集めています。

(2) 排熱温度差発電システムに関する研究開発

温度差発電システム技術を石油、鉄鋼などの生産設備から発生している排熱を利用した発電に適用するための研究開発を行っています。この排熱温度差発電は、これからの省エネルギーの中心技術と位置付け、早期の普及を目指しています。

排熱温度差発電(DTEC)システムの普及を図る上では、プラントコストを低減し、発電事業としての採算性を確保することが絶対条件となります。このため当社では、プラントコストの大幅な削減を目標として小型パッケージタイプの発電プラント(Mini-DTEC)を平成19年に考案し、その開発完成に努めています。Mini-DTECは太陽光や風力と同じ様に、購入して熱源に接続すれば、誰にでも直ぐに発電が可能となる既製品の発電装置を目指したもので、アンモニア用としては世界初となる、軸シールや減速機を用いない一軸一体型で、超高速回転により高発電効率を実現するタービン発電機の採用を大きな特徴としています。タービン発電機の開発のハードルの高さから完成が遅れていましたが、今年中には伊万里工場の構内に建設中の「株式会社ゼネシス小型温度差発電所」を用いた発電の実証を予定しており、次年度からは市場に製品を投入していきたいと考えています。

また、POSCOの製鉄所にDTECを建設するための研究開発を受注し作業を進めています。プロセス設計などのエンジニアリング部分を東京のエンジニアリンググループで、新型高圧熱交換器の開発部分を伊万里工場で分担して進めています。

(3) プレート式熱交換器の研究開発

平成21～22年度に実施した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の「海洋温度差を中心とした低位温度差発電用熱交換器の大型化開発」事業は無事に当初の目標を達成し、2年間合計で90,666,000円の補助金の交付を受けています。

この研究開発は、タヒチなどで建設計画が進む10MWクラスの海洋温度差発電プラントに使用される実物大熱交換器の伝熱性能の実証実験に取り組んだもので、伊万里工場内に設置している熱源設備を拡充した上で、新たに実験装置を制作し、実施したものです。実物大熱交換器を用いた社内伝熱実験からは設計要求を大きく上回る好結果が得られており、今後、設計マージンの縮小見直しにより、OTEC発電プラント

のコンパクト化やコストダウンなどの成果につながるものと期待しています。

また、上記のPOSCO製鉄所向けのDTECの建設では、その発電効率を高めるため、熱交換器にはこれまでのMini-DTECの設計圧力より高い3～4MPaというプレート式熱交換器としては最高クラスの非常に高い設計圧力が求められています。同時に発電規模もMini-DTECより大きくなるため、熱交換器は高圧化と共に大型化の開発も必要となっており、伊万里工場に蓄積された全てのノウハウを動員して目標を達すべく作業を進めています。

(4) 熱交換器の法規対応

当社の開発するプレート式熱交換器は、内部に高圧を包含するため圧力容器としての厳しい安全管理が求められるため、当社ではISO9001の認証に加えて、米国機械学会の圧力容器の設計製造に関わる技術基準（ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section VIII）が要求する工場認証であるASME U-Stampの維持を続けており、平成22年度の下期には、予定通りにISO9001とASME U-Stampの認証の更新を終了しています。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当中間会計期間におけるわが国経済は、電力不足の懸念や株価の低迷、円高の加速による為替の影響や輸出環境の悪化などにより、先行きが不透明な状況となりました。

このような状況の下、当社の売上や受注状況等は前年同期に比べ若干の増加はしておりますが、重要な営業損失、経常損失及び中間純損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスが継続しております。

その中で、経費圧縮を前事業年度に引き続き積極的に進めた結果、販売費及び一般管理費が前中間会計期間の179,483千円から当中間会計期間は130,933千円へと48,550千円減少（前中間会計期間に比して27.0%減少）し、その主な要因といたしましては研究開発コストの削減を行い、前中間会計期間の107,958千円から当中間会計期間の67,449千円へと40,508千円減少（前中間会計期間に比して37.5%減少）が挙げられます。

これらの結果、中間純損失は前中間会計期間に比して23,974千円減少し129,740千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は360,873千円（前中間会計期間比133,928千円増）となりました。増加要因としては、主に現預金が前中間会計期間に比べて121,159千円増加したためであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は514,097千円（前中間会計期間比29,207千円増）となりました。内訳は、有形固定資産432,690千円（同31,760千円減）、無形固定資産46,633千円（同4,159千円増）、投資その他の資産34,773千円（同6,713千円増）となっております。

有形固定資産の主な減少要因は当中間会計期間の減価償却費19,218千円の計上によるものであります。無形固定資産の増加要因は申請中の特許費用を前事業年度末までは流動資産の「前渡金」として計上しておりましたが、当中間会計期間より無形固定資産に「特許権仮勘定」として33,285千円を計上していることによるものであります。投資その他の資産の主な増加要因は本店事務所を東京都中央区に移転したことに伴う敷金の増加によるものであります。

(流動負債)

当中間会計期末における流動負債の残高は、20,200千円（前中間会計期間比189,905千円減）となりました。主な減少要因は、前会計期間末までに行なった短期借入金の返済によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高はありません。

(純資産)

当中間会計期末における純資産の残高は、854,770千円（前中間会計期間比300,627千円増）となり、自己資本比率は97.7%となっております。繰越利益剰余金は前会計期間末において△3,317,425千円ございましたが、その全額を平成23年7月28日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額を減少並びに資本剰余金の処分にあたり振り替えを行ないました。しかし、中間純損失を129,740千円計上して計上しており、繰越利益剰余金は△129,740千円となっております。

（３）キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は180,908千円となり、前年同期と比べて、121,159千円(302.8%)の資金増加となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純損失が128,810千円（前年同期は税引前中間純損失152,748千円）となったことが主因で、107,300千円の資金減少（前年同期は32,519千円の資金減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出38,203千円を主因として38,179千円の資金減少（前年同期は33,389千円の資金増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、当中間会計期末において資金の増減はございませんでした。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,480,000
計	4,480,000

(注) 当社の株式を譲渡又は取得するには取締役会の承認を受けなければならない旨を定款に定めております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,301,731	1,301,731	—	(注) 1、2、3
計	1,301,731	1,301,731	—	—

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。

2. 当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はございません。

3. 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりです。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨を定款において定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	40個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	4,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	15千円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から平成24年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15千円 資本組入額 7.5千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3 株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

第2回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	12個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,200株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	15千円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日から平成24年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15千円 資本組入額 7.5千円	同左
新株予約権の行使の条件	上場後6ヶ月の期間経過後まで行使できない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3 株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

第3回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月26日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	1,000個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	25千円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から平成25年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 25千円 資本組入額 12.5千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第4回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月26日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	400個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	25千円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日から平成25年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 25千円 資本組入額 12.5千円	同左
新株予約権の行使の条件	上場後6ヶ月の期間経過後まで行使できない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第5回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年10月14日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	1,500個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月15日から平成25年10月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第6回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	200個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	200株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から平成26年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第7回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年12月22日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	1,300個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,300株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月23日から平成26年12月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第8回（あ）新株予約権

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	400個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から平成27年6月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第8回（い）新株予約権

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	400個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から平成27年6月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	上場後6ヶ月の期間経過後まで行使できない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第9回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	500個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月14日から平成27年10月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第10回（あ）新株予約権

株主総会の特別決議日(平成18年12月22日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	1,050個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,050株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年12月23日から平成28年12月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第10回 (い) 新株予約権

株主総会の特別決議日(平成18年12月22日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	100個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年12月23日から平成28年12月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	上場後6ヶ月の期間経過後まで行使できない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第11回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年6月28日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	400個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日から平成29年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第12回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成20年6月27日)		
区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	1,900個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,900株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	30千円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日から平成30年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 30千円 資本組入額 15千円	同左
新株予約権の行使の条件	行使時に役員、社員等の地位にあること	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとする。なお新株予約権割当契約に基づき、新株予約権者は、新株予約権の譲渡は禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行い、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月28日	—	1,301,731	△1,215,208	490,000	△1,282,008	—

(注) 平成23年6月24日開催の定時株主総会において、欠損填補により資本金を、1,215百万円、資本準備金を1,282百万円、その他資本剰余金3,317百万円を減少することを決議し、効力発生日である平成23年7月28日に手続きを行っております。

(6) 【大株主の状況】

(平成23年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式會社ポスコ (POSCO)	大韓民国慶尚北道浦項市南区槐東洞1番地	385,000	29.58
POSCO JAPAN 株式会社	東京都中央区銀座5丁目11番14号	278,000	21.36
佐々木修	東京都世田谷区	38,548	2.96
里見潤	兵庫県明石市	32,002	2.46
里見恒平	千葉県千葉市中央区	32,002	2.46
里見まき	兵庫県明石市	32,001	2.46
里見かな	兵庫県明石市	32,001	2.46
廣田証券株式会社	大阪府大阪市中央区北浜1-1-24	10,000	0.77
藤井みどり	東京都港区	9,700	0.75
小本正典	福岡県久留米市	9,570	0.74
計	—	858,824	65.98

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,301,731	1,301,731	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	1,301,731	—	—
総株主の議決権	—	1,301,731	—

② 【自己株式等】

該当事項はございません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はございません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第23期中間会計期間の中間財務諸表 公認会計士 田村 稔郎

第24期中間会計期間の中間財務諸表 有限責任 あずさ監査法人

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	326,419	180,908
完成工事未収入金	56,670	43,612
たな卸資産	128,495	126,988
その他	※2 11,549	※2 9,363
流動資産合計	523,134	360,873
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	221,938	222,669
構築物（純額）	25,217	23,995
機械及び装置（純額）	138,026	146,494
工具、器具及び備品（純額）	20,169	19,936
建設仮勘定	8,820	19,520
その他（純額）	83	73
有形固定資産合計	※1 414,254	※1 432,690
無形固定資産	48,480	46,633
投資その他の資産		
投資その他の資産合計	27,957	34,773
固定資産合計	490,692	514,097
資産合計	1,013,827	874,970
負債の部		
流動負債		
工事未払金	5,924	7,523
その他	23,390	12,677
流動負債合計	29,317	20,200
負債合計	29,317	20,200
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,705,208	490,000
資本剰余金		
資本準備金	1,282,008	—
その他資本剰余金	1,052,775	232,566
資本剰余金合計	2,334,783	232,566
利益剰余金		
利益準備金	1,944	1,944
その他利益剰余金		
別途積立金	260,000	260,000
繰越利益剰余金	△3,317,425	△129,740
利益剰余金合計	△3,055,481	132,203
株主資本合計	984,510	854,770
純資産合計	984,510	854,770
負債純資産合計	1,013,827	874,970

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高		
完成工事高	42,300	49,644
売上原価		
完成工事原価	8,420	45,123
完成工事総利益	33,880	4,521
販売費及び一般管理費	※1 179,483	※1 130,933
営業損失（△）	△145,603	△126,411
営業外収益	※2 6,454	※2 426
営業外費用	※3 10,046	※3 2,276
経常損失（△）	△149,195	△128,260
特別利益	510	—
特別損失	4,062	549
税引前中間純損失（△）	△152,748	△128,810
法人税、住民税及び事業税	966	929
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	966	929
中間純損失（△）	△153,714	△129,740

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,400,560	1,705,208
当中間期変動額		
減資	—	△1,215,208
当中間期変動額合計	—	△1,215,208
当中間期末残高	1,400,560	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	977,360	1,282,008
当中間期変動額		
欠損填補	—	△1,282,008
当中間期変動額合計	—	△1,282,008
当中間期末残高	977,360	—
その他資本剰余金		
当期首残高	1,052,775	1,052,775
当中間期変動額		
欠損填補	—	△820,208
当中間期変動額合計	—	△820,208
当中間期末残高	1,052,775	232,566
資本剰余金合計		
当期首残高	2,030,135	2,334,783
当中間期変動額		
欠損填補	—	△2,102,217
当中間期変動額合計	—	△2,102,217
当中間期末残高	2,030,135	232,566
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,944	1,944
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,944	1,944
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	260,000	260,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	260,000	260,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	△2,984,780	△3,317,425
当中間期変動額		
減資	—	1,215,208
欠損填補	—	2,102,217
中間純損失 (△)	△153,714	△129,740
当中間期変動額合計	△153,714	3,187,685
当中間期末残高	△3,138,495	△129,740

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	△2,722,836	△3,055,481
当中間期変動額		
減資	—	1,215,208
欠損填補	—	2,102,217
中間純損失 (△)	△153,714	△129,740
当中間期変動額合計	△153,714	3,187,685
当中間期末残高	△2,876,551	132,203
株主資本合計		
当期首残高	707,858	984,510
減資	—	—
欠損填補	—	—
中間純損失 (△)	△153,714	△129,740
当中間期変動額合計	△153,714	△129,740
当中間期末残高	554,143	854,770
純資産合計		
当期首残高	707,858	984,510
当中間期変動額		
減資	—	—
欠損填補	—	—
中間純損失 (△)	△153,714	△129,740
当中間期変動額合計	△153,714	△129,740
当中間期末残高	554,143	854,770

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△152,748	△128,810
減価償却費	54,085	21,637
原材料等売却損	5,293	—
受取利息及び受取配当金	△23	△31
支払利息	952	—
為替差損益 (△は益)	3,186	31
固定資産除却損	4,062	549
売上債権の増減額 (△は増加)	21,314	13,058
たな卸資産の増減額 (△は増加)	16,072	1,506
仕入債務の増減額 (△は減少)	70	1,598
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,098	1,098
未払金の増減額 (△は減少)	△20,788	△9,790
未収消費税等の増減額 (△は増加)	3,320	1,949
その他	44,301	△3,956
小計	△21,997	△101,158
利息及び配当金の受取額	23	31
利息の支払額	△258	—
原材料等の売却による損失	△5,293	—
法人税等の支払額	△4,992	△6,173
営業活動によるキャッシュ・フロー	△32,519	△107,300
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,759	△38,203
無形固定資産の取得による支出	—	△283
有形固定資産の売却による収入	390	—
長期貸付金の回収による収入	579	307
その他	39,178	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,389	△38,179
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	△45	△31
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	824	△145,510
現金及び現金同等物の期首残高	58,924	326,419
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 59,749	※ 180,908

【重要な会計方針】

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。 (2) たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。 原材料 …移動平均法 未成工事支出金…個別法 貯蔵品 …最終仕入原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 主な耐用年数 建物 3～31年 構築物 7～15年 機械及び装置 4～15年 車両運搬具 4年 工具器具備品 2～15年 (2) 無形固定資産 ①特許実施権：定額法(8年)を採用しております。 ②意匠権：定額法(7年)を採用しております。 ③ソフトウェア(自社利用)：社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 ④水道施設利用権：定額法(15年)を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当中間会計期間末において回収不能見込額の見積を行なった結果、該当がございませんでしたので貸倒引当金の計上は行なっておりません。 (2) 賞与引当金 賞与の支給予定がないため、賞与引当金の計上は行なっておりません。
4 収益及び費用の計上基準	完成工事高及び完成工事原価の計上基準 当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

【会計方針の変更】

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(減価償却方法の変更) 当社は従来、建物を除く工具器具備品、機械及び装置等の有形固定資産の減価償却方法は、主として定率法を採用していましたが、当中間会計期間より定額法に変更いたしました。 この変更は、生産高と減価償却費や修繕費等の設備維持コストとの対応関係の見直しを行なった結果、より適切な費用配分を行なうため、また、当社の親会社である株式会社ポスコ(POSCO)及びその100%出資日本法人であるPOSCO JAPAN株式会社の会計方針に合わせることを目的として行なっております。 この変更により従来の方と比べて、当中間会計期間の減価償却額は29,831千円減少し、営業損失及び経常損失は29,831千円、当中間純損失は29,831千円減少しております。

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	従来、貸借対照表及び中間貸借対照表の資産の部の流動資産の区分にて「前渡金」に表示しておりました特許権の取得申請代金を、当中間会計期間より貸借対照表の資産の部の固定資産の区分にて無形固定資産に表示することに変更しております。 この変更は、当該特許権の取得申請代金は、特許権取得後に有効期間に渡り費用配分されることから、当社の投資活動をより適切に表示することを目的として行っております。 この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表及び前中間会計期間の中間財務諸表の組み替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表の資産の部の流動資産の区分にて「前渡金」に表示しておりました特許権の取得申請代金32,996千円は、貸借対照表の資産の部の固定資産の区分にて無形固定資産32,996千円として組み替えております。また、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フロー「前渡金の減少額」2,103千円は、営業活動によるキャッシュ・フロー「その他」として組み替えております。

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準) 当中間会計期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 853,168千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 871,257千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産のその他に含めて表示しております。	※2 同左

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	※1 販売費及び一般管理費の主なもの
役員報酬 7,892千円	役員報酬 8,513千円
給料手当 31,759千円	給料手当 34,809千円
旅費交通費 9,741千円	旅費交通費 7,918千円
減価償却費 1,396千円	減価償却費 1,061千円
(ソフトウェア償却含む)	(ソフトウェア償却含む)
研究開発費 107,958千円	研究開発費 67,449千円
賃借料 5,185千円	賃借料 3,720千円
※2 営業外収益の主要項目	※2 営業外収益の主要項目
助成金収入 4,631千円	受取利息 31千円
受取利息 23千円	
※3 営業外費用の主要項目	※3 営業外費用の主要項目
為替差損 3,186千円	為替差損 2,215千円
支払利息 952千円	
※4 減価償却実施額	※4 減価償却実施額
有形固定資産 51,844千円	有形固定資産 19,218千円
無形固定資産 2,296千円	無形固定資産 2,418千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,184,404	—	—	1,184,404

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	246,991	—	—	246,991

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4 配当に関する事項

該当事項はございません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,301,731	—	—	1,301,731

2 自己株式に関する事項

該当事項はございません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4 配当に関する事項

該当事項はございません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	59,749千円	現金及び預金勘定	180,908千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—千円
現金及び現金同等物	<u>59,749千円</u>	現金及び現金同等物	<u>180,908千円</u>

(リース取引関係)

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																
リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引	リース取引開始日が平成20年3月31日 以前の所有権移転外ファイナンス・ リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間期末 残高相当額	リース取引開始日が平成20年3月31日 以前の所有権移転外ファイナンス・ リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間期末 残高相当額																
	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額 相当額 (千円)</td><td>中間期末 残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>車輛運搬具</td><td>5,796</td><td>3,864</td><td>1,932</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	車輛運搬具	5,796	3,864	1,932	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額 相当額 (千円)</td><td>中間期末 残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>車輛運搬具</td><td>5,796</td><td>4,443</td><td>1,352</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	車輛運搬具	5,796	4,443	1,352
		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)														
	車輛運搬具	5,796	3,864	1,932														
		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)														
車輛運搬具	5,796	4,443	1,352															
(注) 取得価額相当額は、未経過リース 料中間期末残高が有形固定資産の 中間期末残高に占める割合が低い ため、利子込み法により算定して おります。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース 料中間期末残高が有形固定資産の 中間期末残高に占める割合が低い ため、利子込み法により算定して おります。																	
2 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 1,159千円 1 年超 772千円 合計 1,932千円	2 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 1,159千円 1 年超 193千円 合計 1,352千円																	
(注) 未経過リース料期末残高相当額 は、未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いと、利子込み法により 算定しております。	(注) 未経過リース料期末残高相当額 は、未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いと、利子込み法により 算定しております。																	

項目	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以 外のファイナンス・リース取 引	3 支払リース料及び減価償却費相当 額 支払リース料 579千円 減価償却費相当額 579千円	3 支払リース料及び減価償却費相当 額 支払リース料 579千円 減価償却費相当額 579千円
	4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっており ます。	4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっており ます。
	(減損損失について) リース資産に分配された減損損失は ありませんので、項目等の記載は省略 しております。	(減損損失について) リース資産に分配された減損損失は ありませんので、項目等の記載は省略 しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	326,419	326,419	—
(2) 完成工事未収入金	56,670	56,670	—
資産計	383,089	383,089	—
(1) 工事未払金	5,924	5,924	—
(2) 未払金	11,719	11,719	—
負債計	17,643	17,643	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2)完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 工事未払金、及び(2)未払金

時価については、帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
その他関係会社有価証券	
①非上場株式	—
②合併会社に類する会社への出資	9,284

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	180,908	180,908	—
(2) 完成工事未収入金	43,612	43,612	—
資産計	224,510	224,510	—
(1) 工事未払金	7,523	7,523	—
(2) 未払金	1,929	1,929	—
負債計	9,452	9,452	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2)完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 工事未払金及び(2)未払金

これらの時価は、帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他関係会社有価証券	
①非上場株式	—
②合弁会社に類する会社への出資	9,284

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

- 1 その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はございません。

- 2 前事業年度中に売却したその他有価証券

非上場株式：売却額 12千円（売却に伴う損益は生じておりません。）

当中間会計期間(平成23年9月30日)

- 1 その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はございません。

- 2 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はございません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので該当事項はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はございません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はございません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はございません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はございません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はございません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はございません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当社は、「エネルギーと水」事業に専念する会社であります。事業内容は、海洋温度差発電（OTEC：Ocean Thermal Energy Conversion）、排熱温度差発電（DTEC：Discharged Thermal Energy Conversion）、温泉水温度差発電（STEC：Spring Thermal Energy Conversion）等の温度差発電装置、温度差エネルギーを利用した海水淡水化装置及び高性能2相式プレート式熱交換器等の開発、製造、販売並びにこれらを活用した各種サービスの提供を行っております。

当社は、東京本社にエンジニアリング事業部を置き、佐賀県伊万里市の温度差発電研究・開発センター、伊万里工場にXPプレート事業部を置き、事業活動を展開しております。

従って当社は、エンジニアリング事業部とXPプレート事業部とで連携をして事業活動をを行っており、「エネルギー事業」単一セグメントでございますので記載を省略しております。

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当社は、「エネルギーと水」事業に専念する会社であります。事業内容は、海洋温度差発電（OTEC：Ocean Thermal Energy Conversion）、排熱温度差発電（DTEC：Discharged Thermal Energy Conversion）、温泉水温度差発電（STEC：Spring Thermal Energy Conversion）等の温度差発電装置、温度差エネルギーを利用した海水淡水化装置及び高性能2相式プレート式熱交換器等の開発、製造、販売並びにこれらを活用した各種サービスの提供を行っております。

当社は、東京本社にエンジニアリンググループを置き、佐賀県伊万里市に伊万里工場を置き、事業活動を展開しております。

従って当社は、エンジニアリンググループと伊万里工場とで連携をして事業活動をを行っており、「エネルギー事業」単一セグメントでございますので記載を省略しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

「エネルギー事業」単一セグメントでございますので記載を省略しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

「エネルギー事業」単一セグメントでございますので記載を省略しております。

4 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

「エネルギー事業」単一セグメントでございますので記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

区分	エネルギー関連機器 点検保守業務	試験研究委託業務	合計
エネルギー事業	88	42,211	42,300

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

当中間会計期間における売上高が国内売上のみでございますので、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の所在が日本国内のみでございますので、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社神戸製鋼所	2,325	エネルギー事業
日本蓄電器工業株式会社	37,916	
株式会社G E C	1,970	
国立大学法人佐賀大学	88	

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

区分	設計業務	試験・研究・ 調査委託業務	保守業務 そ の他	合計
エネルギー事業	16,437	33,017	190	49,644

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

当中間会計期間における売上高が国内売上のみでございますので、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の所在が日本国内のみでございますので、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
RIST (POSCO GROUP)	30,642	エネルギー事業
POSCO JAPAN 株式会社	1,520	
東洋タイ (TAKREER PROJECT)	16,437	
株式会社神戸製鋼所	855	
国立大学法人佐賀大学	190	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額 756円31銭	1株当たり純資産額 656円64銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	984,510	854,770
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る純資産額(千円)	984,510	854,770
普通株式の発行済株式数(数)	1,301,731	1,301,731
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	1,301,731	1,301,731

1株当たり中間純利益

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純損失 163円98銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないこと、さらに1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり中間純損失 99円67銭 同左

(注) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間純損失(千円)	153,714	129,740
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失(千円)	153,714	129,740
普通株式の期中平均株式数(株)	937,413	1,301,731
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権14種類(新株予約権の数9,202個)。新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権14種類(新株予約権の数9,202個)。新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第23期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書

事業年度 第24期(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

平成23年7月27日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第22期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

平成23年12月13日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第23期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年12月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月22日

株式会社ゼネシス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 嘉 彦 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 子 能 周 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼネシスの平成23年4月1日から平成23年12月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゼネシスの平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

